

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 …… 福利・給与課 1頁

訓 令

教委訓第8号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成29年3月17日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「衛生推進者」の次に「及び安全衛生推進者」を加える。

第9条第1項中「事務局」の次に「及び常時50人以上の職員を有する地域機関」を加え、同条第2項中「所属長」を「総括安全衛生管理者」に改め、「選任する」の次に「。ただし、地域機関にあっては、所属長が選任する」を加え、同条第4項中「第2項の規定により、」を「常時50人以上の職員を有する地域機関において」に改める。

第28条を第30条とし、第27条を第29条とする。

第4章中第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第24条を第26条とする。

第3章中第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条第1項中「第15条」を「第17条」に、「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第15条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章第2節中第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職場安全衛生委員会）

第16条 職場における職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するため、常時50人以上の職員を有する地域機関に職場安全衛生委員会を置く。

2 職場安全衛生委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第2章第1節中第10条の次に次の1条を加える。

（安全衛生推進者）

第11条 職員の安全及び衛生に関する事項を行わせるため、必要な場合、本庁各課及び地域機関に前条に規定する衛生推進者に代えて、安全衛生推進者を置くことができる。

2 安全衛生推進者は、所属長が選任する。

3 安全衛生推進者は、第9条第3項に掲げる事項及び次の事項を行う。

- (1) 職場環境、作業方法等に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置
- (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備又は器具の定期点検及び整備
- (3) 作業の安全についての教育及び訓練
- (4) 発生した災害原因の調査及び対策の検討

4 第2項の規定により安全衛生推進者を選任したときは、安全衛生推進者選任報告書（第1号様式）を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

別表第2中「第19条～第22条」を「第21条～第24条」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第9条、第10条、第11条関係）

衛生管理者
衛生推進者
安全衛生推進者
選任報告書

選任する職名		衛生管理者
所属名（所属コード）		衛生推進者
所在地		安全衛生推進者
電話番号	職員数	名
氏名	選任年月日	年月日
職名	職員番号	生年月日
上記のとおり報告します。		年月日（歳）
年 月 日		資格取得年月日
総括安全衛生管理者 様		年 月 日
		所 属 長

- 備考
- 1 選任する職名に丸印をつけ、選任する職毎に選任報告書を提出して下さい。
 - 2 職員数に臨時・団体職員等も含みます。
 - 3 資格取得年月日の欄には、衛生管理者の選任の場合に記入して下さい。
 - 4 衛生管理者には、衛生管理者免許の写しを添付して下さい。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社